

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学歴免許等の資格による号給の調整) 第13条 略 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあっては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあっては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあっては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。	(学歴免許等の資格による号給の調整) 第13条 略 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「 <u>上級</u> 」にあっては「大学卒」の区分、「中級」にあっては「短大卒」の区分、「 <u>初級</u> 」にあっては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。
(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定によるその者の号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができます。	(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定によるその者の号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第31条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができます。
(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎と	(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎と

なった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあっては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあっては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2)～(4) 略

2・3 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 略

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合

(2) 略

(昇格)

第19条 略

(1) 略

(2) 略

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

4 略

なった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2)～(4) 略

2・3 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合

(2) 略

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 略

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 略

(勤務成績の証明)

第29条 条例第4条第6項の規定による昇給（第34条に定めるところにより行うものを除く。第31条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理又は監督の地位にある職員)

第30条 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第29条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途中において新たに職員となった者にあっては、新たに職員とな

(勤務成績の証明)

第29条 条例第4条第6項の規定による昇給（第34条に定めるところにより行うものを除く。第31条及び第32条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理又は監督の地位にある職員)

第30条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）別表第1の左欄に掲げる職にある職員（条例第3条の2の規定の適用を受ける職員を除く。）とする。

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 前条に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定職員」という。）を条例第4条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて特定職員昇給号給数表（別表第32）に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第29条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途中において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職

った日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）

D

(2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 条例第4条第6項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第32）に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） D

(2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けいた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第32条 特定職員以外の職員（条例第3条の2の規定の適用を受ける職員を除く。）を条例第4条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給

数の基準については、当分の間、別に定める。

別表第3 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
略	
2級	1 略 2 <u>主任技師</u> の職務 3 相当の知識経験に基づき研究を行う <u>技師</u> の職務
1級	<u>技師</u> の職務

別表第4 医療職給料表(一)級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
4級	1 <u>本庁の部長</u> の職務又はこれに相当する職務 2 <u>本庁の次長</u> の職務又はこれに相当する職務 3 <u>本庁の困難な業務を処理する課長</u> の職務又はこれに相当する職務
3級	1 <u>本庁の課長</u> の職務又はこれに相当する職務 2 <u>本庁の困難な業務を処理する課長補佐</u> の職務又はこれに相当する職務
2級	1 <u>本庁の課長補佐</u> の職務又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な <u>業務</u> を行う <u>技師</u> の職務
略	

別表第5 医療職給料表(二)級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
略	
7級	困難な業務を処理する食肉衛生検査所長若しくは家畜保健衛生所長の職務又はこれらに相当する職務（8級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。）

別表第3 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
略	
2級	1 略 2 相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 3 相当の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究補助員の職務

別表第4 医療職給料表(一)級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
4級	1 <u>病院長</u> の職務又はこれに相当する職務 2 <u>病院の困難な業務を処理する副院長</u> の職務又はこれに相当する職務 3 <u>病院の特に困難な業務を処理する部長</u> の職務又はこれに相当する職務
3級	1 <u>病院の副院長</u> 若しくは <u>部長</u> の職務又はこれらに相当する職務 2 <u>病院の困難な業務を処理する医長</u> の職務又はこれに相当する職務
2級	1 <u>病院の医長</u> の職務又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な <u>医療業務</u> を行う <u>技師</u> の職務
略	

別表第5 医療職給料表(二)級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準職務
略	
7級	困難な業務を処理する <u>中央病院薬剤部長</u> 、 <u>食肉衛生検査所長</u> 若しくは <u>家畜保健衛生所長</u> の職務又はこれらに相当する職務（8級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。）

6級	1 食肉衛生検査所長若しくは家畜保健衛生所長の職務 又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第6 医療職給料表(三)級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
6級	<u>主幹の職務</u> (7級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。)
5級	小豆総合事務所の課長若しくは保健福祉事務所の課長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第7 大学教育職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
3級	<u>准教授の職務</u>
略	

別表第8 行政職給料表級別資格基準表 (第4条関係)

試験	学歴免許等	職務の級
		略
正規の試験	<u>大学卒業程度</u>	大学卒
	<u>短大卒業程度</u>	短大卒
	<u>高校卒業程度</u>	高校卒

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は、香川県職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、同区分に掲げる「短大卒業程度」は、香川県職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、同区分に掲げる「高校卒業程度」は、香川県職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示す。

6級	1 中央病院薬剤部長、食肉衛生検査所長若しくは家畜保健衛生所長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第6 医療職給料表(三)級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
6級	<u>看護部長の職務又はこれに相当する職務</u> (7級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。)
5級	副看護部長、看護師長、看護主任、小豆総合事務所の課長若しくは保健福祉事務所の課長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第7 大学教育職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
3級	<u>助教授の職務</u>
略	

別表第8 行政職給料表級別資格基準表 (第4条関係)

試験	学歴免許等	職務の級
		略
正規の試験	<u>上級</u>	大学卒
	<u>中級</u>	短大卒
	<u>初級</u>	高校卒

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は、香川県職員採用上級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「中級」は、香川県職員採用中級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「初級」は、香川県職員採用初級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示す。

別表第9 公安職給料表級別資格基準表（第4条関係）

試験	学歴 免許 等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
正規の 試験	大学 卒業 程度	大学 卒	1	1	3	6	2	2
			0	1	2	5	11	13
正規の 試験	高校 卒業 程度	高校 卒	2	3	5	6	2	2
			0	2	5	10	16	18

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は、香川県警察官採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験を示し、同区分に掲げる「高校卒業程度」は、香川県警察官採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験を示す。

別表第10 研究職給料表級別資格基準表（第4条関係）

試験	学歴免許等	職務の級	
		略	略
正規の 試験	大学卒業程度	大学卒	略
	短大卒業程度	短大卒	
	高校卒業程度	高校卒	

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は、香川県職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、同区分に掲げる「短大卒業程度」は、香川県職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、同区分に掲げる「高校卒業程度」は、香川県職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示す。

別表第12 医療職給料表(二)級別資格基準表（第4条関係）

別表第9 公安職給料表級別資格基準表（第4条関係）

試験	学歴 免許 等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
正規の 試験	初級	高校 卒	2	3	5	6	2	2
			0	2	5	10	16	18
正規の 試験			2	3	5	10	16	20

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「初級」は、香川県警察官（巡査）採用試験を示す。

別表第10 研究職給料表級別資格基準表（第4条関係）

試験	学歴免許等	職務の級	
		略	略
正規の 試験	上級	大学卒	略
	中級	短大卒	
	初級	高校卒	

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は、香川県職員採用上級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「中級」は、香川県職員採用中級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「初級」は、香川県職員採用初級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示す。

別表第12 医療職給料表(二)級別資格基準表（第4条関係）

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
略							
診療放射線技師	略						
略							
言語聴覚士	略						
略							

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第14 大学教育職給料表級別資格基準表（第4条関係）

職種	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
略				
准教授	大学卒		6	3
		0	6	9
	短大卒		6	3
		0	9	12

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
略							
診療放射線技師	略						
診療エックス線技師	短大卒		2.5	5	3	別に定める	
		0	2.5	8	11		
略							
言語聴覚士	略						
言語療法士	大学卒		5	3	別に定める		
		0	5	8			
短大卒		1	5	3	別に定める		
	0	1	6	9			
略							

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第14 大学教育職給料表級別資格基準表（第4条関係）

職種	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
略				
助教授	大学卒		6	3
		0	6	9
	短大卒		6	3
		0	9	12

略

別表第15 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		
略			
2 短大卒	略		
	(2) 短大2卒	ア・イ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 略	
	略		
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 略	
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 イ 略	
	略		
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学校部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略	

略

別表第15 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		
略			
2 短大卒	略		
	(2) 短大2卒	ア・イ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 略	
	略		
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 イ 略	
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 イ 略	
	略		
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学校部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略	

別表第18 行政職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給

別表第18 行政職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給

正規 の試 験	大学卒業程度		1級25号給
	短大卒業程度		1級15号給
	高校卒業程度		1級5号給

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

別表第19 公安職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給
正規 の試 験	大学卒業程度	1級21号給
	高校卒業程度	1級1号給

備考

1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、公安職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、高校卒業程度は高校卒とする。

2 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給
正規 の試 験	大学卒業程度	2級1号給
	短大卒業程度	1級15号給
	高校卒業程度	1級5号給

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、研究職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

正規 の試 験	上級		1級25号給
	中級		1級15号給
	初級		1級5号給

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第19 公安職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給
正規 の試 験	初級	1級1号給

備考

1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「初級」の区分は、公安職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、高卒とする。

2 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表（第11条関係）

試験	学歴免許等	初任給
正規 の試 験	上級	2級1号給
	中級	1級15号給
	初級	1級5号給

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、研究職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第22 医療職給料表(二)初任給基準表 (第11条関係)

職種	学歴免許等	初任給
略		
診療放射線技師	略	
略		
言語聴覚士	略	
略		

備考 略

別表第32 昇給号給数表 (第31条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (第 30条に 規定す る管理 又は監 督の地 位にあ る職員 にあつ ては、 3)	2	0
	4以上	3	2	1	0

別表第22 医療職給料表(二)初任給基準表 (第11条関係)

職種	学歴免許等	初任給
略		
診療放射線技師	略	
診療エックス線技師	短大卒	1級11号給
略		
言語聴覚士	略	
言語療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
略		

備考 略

別表第32 特定職員昇給号給数表 (第31条関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 略

別表第33 休職期間等換算表（第37条関係）

休職等の期間	換算率
略	3分の3以下
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第14条第1項第1号に規定する病気休暇の期間	
略	
略	
略	3分の1以下（結核性疾患にあっては、2分の1以下）
職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項第2号に規定する病気休暇の期間	
略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

備考 この表に定める上段の号給数は条例第4条第8項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第33 休職期間等換算表（第37条関係）

休職等の期間	換算率
略	3分の3以下
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第14条第1号に規定する病気休暇の期間	
略	
略	3分の1以下（結核性疾患にあっては、2分の1以下）
職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第2号に規定する病気休暇の期間	
略	